

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.159

令和7年12月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	製造業	経験年数	1月	年 齢	40歳代
発生年月	令和7年11月	発生時刻		17時台	
発生状況	コンベヤーに乗って流れてくる製品の検査作業中、コンベヤーベルトに検査作業の前作業である UV（紫外線）印刷機の UV 光が反射していた。その反射光が視界に入っていたが作業を継続したところ、作業終了後に目の痛みと充血症状を呈した。				
負傷の性質／部位	負傷に起因する疾病／目	休業見込期間 若しくは死亡		4日	



(図は上方からのイメージ)

1 原因

- ・紫外線を使用している装置（の反射光）があるところ、保護具を使用することなく近傍で作業していたこと
- ・装置本体への危険性の表示が不十分であった可能性があること

2 対策

- ・紫外線等の目に対して有害な光線を発する装置を取り扱う場合には、保護眼鏡等を着用させること
- ・装置本体の見やすい箇所に危険性等が容易に分かるような表示を設けること

などが考えられます。

（一般的な原因と対策を示したものであり、本件において不十分、不適当なところがあったと断じるものではありません）

◆安全衛生の窓◆

「①化学物質管理者」と「②保護具着用管理責任者」の選任はされているでしょうか。
リスクアセスメント対象物の「製造事業場」においては専門的講習の修了者を①として、製造以外の「取扱い・譲渡提供する事業場」においては資格要件はありませんが、①を選任する必要があります。選任は、業種や規模に関わりなく必要です。

①の職務にはラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理等があり、実施したリスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では②を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられています。

「新たな化学物質規制が導入されます」（二次元コード参照）→

